

～ 戸籍の死亡届をご提出された方へ ～

年金の手続きについて

年金受給者や国民年金に加入されている方が死亡したとき下記のような手続きが必要となります。

年金受給者が死亡したとき

年金は死亡した月の分まで支払われます。死亡日において未払いの年金については遺族の方に「未支給年金」として支払われます。

※未支給年金を受けることができる家族は、死亡した受給者と生計を同じくしていた配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹・その他の3親等内の親族の順になっています。

国民年金加入者が死亡したとき

遺族基礎年金の条件を満たしていれば、家族が遺族基礎年金を受給することができます。遺族基礎年金を受給できる家族とは18歳に達する日の属する年度末までの間の子ども(障害者は20歳未満)がいる配偶者または、18歳に達する日の属する年度末までの間の子どもです。

国民年金加入期間があり、年金を受給していない人が死亡したとき

【死亡一時金】

36月以上国民年金保険料を納め年金を受給せずに死亡した人の遺族が受給できる一時金です。ただし、遺族基礎年金を受給することができる場合は受給できません。また寡婦年金との併給はできません。

【寡婦年金】

夫が死亡したとき、条件を満たす妻に60歳から65歳になるまでの間、夫が受けることができたはずの老齢基礎年金額の4分の3が支給されます。

下記のものを持参のうえ、住民課にてお手続き下さい。

- 請求者名義の通帳と印鑑(認印)
- 死亡者の年金証書(あれば)
- 戸籍謄本(死亡者と請求者の関係がわかるもの)
- 死亡者の住民票除票
- 請求者の住民票(世帯全員分)
- 代理人が来る場合は委任状

※住民課で取得できるものもあります。

お問い合わせ 住民課 窓口係 Tel 0746-62-0900